

8. 育児休業

育児休業

[事例別事務処理【育児休業】へ](#)

3歳未満（3歳の誕生日の前日まで）の子を養育する職員が一定期間休業することを認められる制度

- *法律上の親子関係にある子（実子及び養子）に加え、法律上の親子関係に準ずると言える関係にある子（特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等）を対象とする。
- *特別な事情がある場合を除き1回に限り延長できる。
- *男性職員は、配偶者の出産後8週間の期間内に、最初の育児休業をした場合は、特別の事情がなくても再度取得できる。
- *配偶者の就業等の状況に関わらず取得可能。

部分休業

[事例別事務処理【部分休業】へ](#)

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が1日の勤務時間のうち部分的に休業することを認められる制度

- *法律上の親子関係にある子（実子及び養子）に加え、法律上の親子関係に準ずると言える関係にある子（特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等）を対象とする。
- *1日2時間の範囲で、勤務時間の始め又は終わりに30分単位で取得できる。
- *「育児時間」休暇が認められている場合は、併せて1日2時間以内。
- *配偶者の就業等の状況に関わらず取得可能。

根拠となる法令等

地方公務員の育児休業等に関する法律第2条

職員は、任命権者の承認を受けて、当該職員の子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで、育児休業をすることができる。

地方公務員の育児休業等に関する法律第3条

育児休業をしている職員は、任命権者に対し、当該育児休業の期間の延長を請求することができる。

2 育児休業の期間の延長は、条例で定める特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとする。

職員の育児休業等に関する条例第4条

育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

地方公務員の育児休業等に関する法律第19条

任命権者は、職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例の定めるところにより、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことを承認することができる。

職員の育児休業等に関する条例第24条

部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 育児を原因とする特別休暇又は職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇に係る時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

職員の育児休業等に関する規則

手続き

育児休業

事 項	書 類 名	添付書類	提出先	備 考
育児休業を取得したいとき	育児休業承認 (期間延長) 請求書	子の氏名・生年月日・ 請求者との続柄等が わかる書類（医師又は 助産師の出生（産）証 明書、母子健康手帳の 出生届出済証明書、官 公署の養子縁組届受 理証明書等。写し可） ＊原本証明が必要	学校長 ↓ 地教委 經由 県教委	※育児休業に入る1ヶ月前までに提出
	育児休業等 計画書			
養育状況に 変更が生じた とき	養育状況変更届			※遅滞なく速やかに提出 例：産前休暇に入った、休業に係る子を配偶者 が養育することになった、子どもとの離縁、 死亡など
育児休業を 終了するとき	育児休業終了届			※育児休業終了の1ヶ月前までに
育児休業中に 掛金の免除を 申し出したい とき	育児休業掛金 免除（変更） 申出書		互助会	※育児休業開始月の末日までに
	育児休業等 掛金等免除 （変更）申出書	育児休業の承認を受 けた書類（辞令の写し 等）＊原本証明が必要	共済組合	
育児休業手当 金を請求する とき	育児休業手当金 （変更）請求書	育児休業の承認を受 けた書類（辞令の写し 等）＊原本証明が必要	共済組合	※育児休業開始後に提出
	育児休業に 関する証明書		共済組合	※毎月事務担当者が作成し学校長が証明 ※給付対象月の翌月10日までに指定した 口座に振り込みされる
貸付の償還 を請求する とき	償還猶予申出書		共済組合	※返還中の貸付金の猶予を希望する人が対 象。希望しない人は、別に納付書により 返還する。

部分休業

事 項	書 類 名	添付書類	提出先	備 考
部分的に 育児休業を取 得したいとき	部分休業 承認請求書	子の氏名・生年月日・ 請求者との続柄等が わかる書類（医師又は 助産師の出生（産）証 明書、母子健康手帳の 出生届出済証明書、官 公署の養子縁組届受 理証明書等。写し可） ＊原本証明が必要	学校長 ↓ 地教委 經由 県教委	

給与等の支給

育児休業

給 与	育児休業の期間については、給与は支給されない。
期末勤勉 手 当	基準日（6月1日・12月1日）以前の6ヶ月以内に勤務した期間があれば、その期間に応じて支給される。
育児休業 手 当 金	共済組合から、1歳の誕生日の前日まで（一定の要件を満たす場合は延長あり）の休業期間について「育児休業手当金」が支給される。 ・開始から180日目まで：標準報酬日額×67/100 ・開始から181日目以降：標準報酬日額×50/100 （給付日額上限額あり）
そ の 他	共済組合及び互助会の掛金は、育児休業の初日の属する月からその育児休業が終了する日（当該育児休業に係る子が3歳に達する日）の翌日の属する月の前月まで免除される。 退職手当の算定では、子が1歳に達した日の属する月までは育児休業月数の3分の1を在職期間から除算（終期H4.4.1以後のもの）、それ以外の期間は育児休業月数の2分の1を在職期間から除算。

部分休業

給 与	給料は部分休業をした時間数に応じて減額されるが、各種手当は全額支給される。
期末勤勉 手 当	期末手当は、全額支給される。 勤勉手当は、部分休業をした日が90日までの場合は期間率に影響しない。
その他	退職手当の算定について、部分休業の取得による影響はない。

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、次のいずれかの勤務の形態により、希望する日及び時間帯において勤務することができる制度

＜勤務の形態＞

- ① 3時間55分勤務を週5日（週19時間35分勤務）
- ② 4時間55分勤務を週5日（週24時間35分勤務）
- ③ 7時間45分勤務を週3日（週23時間15分勤務）
- ④ 7時間45分勤務を週2日と3時間55分勤務を週1日（週19時間25分勤務）

＊法律上の親子関係にある子（実子及び養子）に加え、法律上の親子関係に準ずると言える関係にある子（特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等）を対象とする。

＊請求する期間は1年以上1年以下とする。期間の延長を請求することもできる。

＊育児短時間勤務により処理できなくなる業務については、臨時的任用職員を任用することができる。（育児短時間勤務の請求に係る期間を限度）

＊配偶者の就業等の状況に関わらず取得可能。

根拠となる法令等

地方公務員の育児休業等に関する法律第10条

職員は、任命権者の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで、常時勤務を要する職を占めたまま、次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態により、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務すること（以下「育児短時間勤務」という。）ができる。ただし、当該子について、既に育児短時間勤務をしたことがある場合において、当該子に係る育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しないときは、条例で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

地方公務員の育児休業等に関する法律第11条

育児短時間勤務をしている職員は、任命権者に対し、当該育児短時間勤務の期間の延長を請求することができる。

地方公務員の育児休業等に関する法律第18条

任命権者は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定による請求があった場合において、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するため必要があると認めるときは、当該請求に係る期間を任期の限度として、短時間勤務職員を採用することができる。

職員の育児休業等に関する条例第11条

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）（1）～（7）

手続き等

事 項	書 類 名	添付書類	提出先	備 考
育児短時間勤務をとるとき	育児短時間勤務承認（期間延長）請求書 育児休業等計画書	子の氏名・生年月日・請求者との続柄等がわかる書類（医師又は助産師の出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署の養子縁組届受理証明書等。写し可）＊原本証明が必要	学校長 ↓ 地教委 經由 県教委	※必要な添付書類は、育児休業に準じる。 ※請求を始めようとする日又は、延長を始めようとする日の１月前までに提出 ※育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して１年を経過しないうちに、同じ子について再度、育児短時間勤務の承認を受けようとする場合は、請求書の「特別の事情」欄に再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入
養育状況に変更が生じたとき	養育状況変更届			※遅滞なく速やかに提出
復帰するとき	育児短時間勤務終了届出書			

- ☆ 年次有給休暇は、勤務形態の変更前後の勤務時間等に比例して付与される。
- ☆ 特別休暇のうち、夏期特別休暇、結婚休暇については１週間当たりの勤務日の日数に比例して付与される。（例：夏期特別休暇 ７時間４５分勤務３日の場合・・・５日×３／５＝３日）
- ☆ 育児休暇については、１日の勤務時間３時間４５分以下の場合は、１日１回に限り取得
１日の勤務時間が３時間４５分を超えて７時間４５分未満の場合は、子が１歳に達する日の前日までの間は１日２回、子が１歳に達する日から１歳６月に達する日の前日までの間は１日１回
- ☆ その他の特別休暇については、フルタイム勤務職員と同じ。（休暇の取得単位の取扱いについては、１日の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときは１日とする。）
- ☆ 昇格、昇給については、フルタイム勤務職員と同じ。
- ☆ 部分休業との併用はできない。
- ☆ 育児短時間勤務の承認の失効及び取消しについては、育児休業の承認の失効及び取消しの規定を準用する。

給与等の支給

給 与	給料月額、給料の調整額、教職調整額、管理職手当、義務教育等教員特別手当等は、勤務時間数に応じた額が支給される。 扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当等はフルタイム勤務職員と同様に支給される。 （ただし自動車等使用者についての通勤手当は、１ヶ月あたりの通勤所要回数の平均が１０回未満になる場合は半額）
期末勤勉手当	基礎額における給料の月額はフルタイム職員と同じだが、期間率の除算は有。
そ の 他	退職手当の算定では、育児短時間勤務をした期間の３分の１を在職期間から除算。